

平成 21 年 8 月 3 日

## 理 念

### (1) 基本的な立場

男女共同参画社会基本法（第一章総則第二条）の定義するところによれば、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」を意味する。そのような社会の実現のために、本学は、学内における男女共同参画を進めることによって、質の高い教育と研究を提供し、地域社会の活性化に資することを目指す。

### (2) 背景

現状をみると、雇用率、管理職率などに顕著な性別格差のあることが明らかである。本学においても、男女比は著しく異なり、男女共同参画のための基本的バランスを欠いていると言わざるをえない。この傾向は、とくに理系学部の教員について顕著である。また、男性が多数を占める職場において少数者となる女性が、少数者ゆえのさまざまな困難に直面することも少なくない。

大学におけるこのような状況には、性別分業意識が強く働いてきた社会的な背景がある。公と私、仕事と家庭という分業体制のなかで、家庭生活における女性の負担が大きく、仕事と家庭・地域生活の両立（ワークライフバランス）を図ることが難しい状況を反映しているともいえる。女性がキャリアを継続させたり、向上させたりするためには幾多の壁があり、パートナーの転勤や、出産、育児、介護などのために、キャリアを途中で断念せざるを得ないこともある。一方、男性が家庭・地域生活において女性と対等な役割を果たすための環境整備も立ち遅れている。このような状況はまた、次世代を担う若い研究者や学生の意欲を衰退させ、大学全体としての教育研究活動や運営における活力を低下させる悪循環をもたらす。

現状における諸問題を可視化し、このような悪循環を断ち切ることなしには、男女共同参画社会の実現はあり得ない。

### (3) 高等教育機関、研究機関としての大学の役割とコンプライアンス（法令遵守の責任）

上記のような視点に立って、本学は、全学的規模で、男女共同参画を進めるための施策を展開する。男女共同参画を進めることによって、教育・職場環境を整えることは、高等教育機関、研究機関としての責務であり、国立大学法人としてのコンプライアンスを実践するうえでも重要である。北東北地域で有数の歴史をもつ中規模総合大学である本学は、このような社会的責任を果たすためのモデル構築とその実践によって、地域全体における男女共同参画の推進に貢献することを目指すものである。

## 基本方針

大学の構成員（教職員，学生）それぞれが，人としての尊厳を尊重され，性別や出自による差別的扱いを受けることなく，その能力を十分に発揮できる機会を確保しつつ，教育・研究，職場環境を整える。

このとき，空間的，機能的にコンパクトな構造をもつ地方都市に立地する条件を活かした「地方型モデル」の構築をめざし，全国に広く発信する。具体的な方策についてみると，これまで不利な条件にあることが多かった女性を中心に支援することがひとつの柱にはなるが，それが「女性の問題」なのではなく，男性を含む「相互関係」の問題なのであり，その意味ですべての構成員，学生にあてはまる問題であることを確認する必要がある。

## 具体的な行動計画

### （１）現状の把握

- ①問題の可視化
- ②地域資源の発掘とコーディネート

### （２）研究・職場環境の整備

- ①仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を無理なく実現するための諸制度および施設の改善，充実
- ②利用可能な制度などに関する情報収集・充実とその利用
- ③ハラスメント対策の充実と実効性の確保。また，制度の有用性の定期的検証
- ④大学運営における男女共同参画の推進（女性職員の管理職への積極的登用，女性教員比率を2015年までに20%に向上，導入可能な条件にある委員会で，順次，クォータ制の採用）
- ⑤タイムマネジメントの検討と再編成（公的会議の17:00終了等を含む会議時間の制限や業務の整理と効率化）
- ⑥研究支援（女性研究者支援プロジェクトの立ち上げ）

### （３）教育環境の整備

- ①教員や職員の事例をロールモデルとして提示
- ②女子学生の就学支援，キャリアカウンセリング体制の整備
- ③ハラスメント対策およびカウンセリング体制の整備
- ④ガイダンス，講演会，ワークショップ等の開催

### （４）男女共同参画への意識啓発

- ①講演会，ワークショップ等の開催
- ②教職員の研修の実施
- ③パンフレット作成，配布
- ④ホームページの開設

## 推進体制

学長の強力なリーダーシップのもとで，担当理事および男女共同参画推進室が中心となり，調査，検討，企画等を行い，各部局およびハラスメント防止等対策委員会，保健管理センター，学内保育園等との連携を図りつつ，施策を実施する。